

令和7年12月市議会定例会提出予定議案一覧

提出予定議案 合計 15件

内訳： 予算案 7件 (補正 7件)
 条例案 4件 (改正 4件)
 一般議案 4件

議案番号	議案名	所属課	区分
議案第60号	令和7年度越前市一般会計補正予算(第5号)	財務企画課	予算案(補正)
議案第61号	令和7年度越前市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	財務企画課	予算案(補正)
議案第62号	令和7年度越前市介護保険特別会計補正予算(第1号)	財務企画課	予算案(補正)
議案第63号	令和7年度越前市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	財務企画課	予算案(補正)
議案第64号	令和7年度越前市水道事業会計補正予算(第3号)	財務企画課	予算案(補正)
議案第65号	令和7年度越前市工業用水道事業会計補正予算(第1号)	財務企画課	予算案(補正)
議案第66号	令和7年度越前市下水道事業会計補正予算(第3号)	財務企画課	予算案(補正)

-1-

議案番号	議案名	所属課	区分
議案第67号	越前市自転車置場設置及び管理条例の一部改正について	地域交通課	条例案(改正)
議案第68号	越前市職員の給与に関する条例等の一部改正について	人事・法制課	条例案(改正)
議案第69号	越前市子ども・子育て支援に関する基準を定める条例の一部改正について	こども未来課	条例案(改正)
議案第70号	越前市下水道条例及び越前市水道事業給水条例の一部改正について	上下水道課	条例案(改正)
議案第71号	損害の賠償について	経営戦略室	一般議案
議案第72号	越前市児童館の指定管理者の指定について	こども未来課	一般議案
議案第73号	越前市越前和紙の里紙の文化博物館、越前市越前和紙の里卯立の工芸館、越前市越前和紙の里体験工房「パピルス館」及び越前市越前和紙の里コミュニティ広場の指定管理者の指定について	和紙・打刃物・たんす課	一般議案
議案第74号	越前市ハツ杉森林学習センターの指定管理者の指定について	農林整備課	一般議案

-2-

条例案 4件(改正4件)

議案第67号 越前市自転車置場設置及び管理条例の一部改正について

概要	令和8年3月開業予定のハピラインふくい線しきぶ駅利用者の利便性向上を図る施設として、越前市しきぶ駅自転車置場を設置すること及びその管理に関する事項を定めるもの																				
主な内容	1 自転車置場の名称及び位置 令和8年3月開業予定のハピラインふくい線しきぶ駅利用者の利便性向上のために、市が設置する自転車置場について、しきぶ駅自転車置場を加えるもの																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>越前市武生駅自転車置場</td> <td>府中一丁目1番1号</td> <td rowspan="3">同左</td> <td rowspan="3">同左</td> </tr> <tr> <td>越前市王子保駅自転車置場</td> <td>四郎丸町第54号6番地の4</td> </tr> <tr> <td>越前市たけふ新駅自転車置場</td> <td>万代町7番25号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(新設)</td> <td>越前市しきぶ駅自転車置場</td> <td>駅町第2号1番地の10</td> </tr> </tbody> </table>	改正前		改正後		名称	位置	名称	位置	越前市武生駅自転車置場	府中一丁目1番1号	同左	同左	越前市王子保駅自転車置場	四郎丸町第54号6番地の4	越前市たけふ新駅自転車置場	万代町7番25号	(新設)		越前市しきぶ駅自転車置場	駅町第2号1番地の10
	改正前		改正後																		
	名称	位置	名称	位置																	
越前市武生駅自転車置場	府中一丁目1番1号	同左	同左																		
越前市王子保駅自転車置場	四郎丸町第54号6番地の4																				
越前市たけふ新駅自転車置場	万代町7番25号																				
(新設)		越前市しきぶ駅自転車置場	駅町第2号1番地の10																		
2 自転車置場を利用できる車両(第3条) 自転車置場を利用できる車両について、原動機付自転車を加えるもの																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号</td> <td>道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車</td> <td>道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>市長が特に認めたもの</td> <td>道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>(1号繰り下げ)</td> <td>市長が特に認めたもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>第8条に規定する、長期間放置により撤去することができる車両は、第3条に掲げる車両とする</p>		改正前	改正後	第1号	道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車	道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車	第2号	市長が特に認めたもの	道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車	第3号	(1号繰り下げ)	市長が特に認めたもの									
	改正前	改正後																			
第1号	道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車	道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車																			
第2号	市長が特に認めたもの	道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車																			
第3号	(1号繰り下げ)	市長が特に認めたもの																			
施行期日	令和8年3月1日																				
所属課	総合政策部 地域交通課																				

議案第68号 越前市職員の給与に関する条例等の一部改正について

概要	本年度の人事院勧告等を踏まえ、職員の給料月額を引き上げ、一般職及び常勤の特別職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給率を引き上げるほかその他所要の改正を行おうとするもの
主な内容	1 給料月額の引上げ 平均引上げ率3.3%(平均10,782円)
	2 期末・勤勉手当の支給率の引上げ (一般職) 期末・勤勉手当 年間4.60月分 ⇒ 年間4.65月分 (常勤の特別職) 期末手当 年間3.45月分 ⇒ 年間3.50月分
	3 その他所要の改正(主な内容) 災害応急作業等に従事した際の特殊勤務手当の国に準じた引上げ 日額 500円(日額) ⇒ 710円から1,080円までの範囲内で規則で定める額
施行期日	上記1及び上記2 公布日/上記3 令和8年4月1日
所属課	総務部 人事・法制課

議案第69号 越前市子ども・子育て支援に関する基準を定める条例の一部改正について

概要	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の改正に伴い、乳児等通園支援事業を実施するに当たり、所要の改正をするもの
主な内容	<p>1 乳児等通園支援事業(通称「こども誰でも通園制度」)について 乳児等通園支援事業とは、令和8年4月1日から全国一斉に実施される新たな通園制度 0歳6か月から満3歳未満の未就園児が、保護者の就労要件を問わずに、月一定時間の範囲で市が認可した対象事業所を利用できる事業</p> <p>2 改正内容 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(事業認可基準)並びに特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(給付認定確認基準)を定める規定を追加するもの</p> <p>3 改正理由 児童福祉法及び子ども・子育て支援法が改正され、その規定により、乳児等通園支援事業の設備及び運営について並びに特定乳児等通園支援事業の運営について、条例で基準を定めることが義務付けられたことから、本条例を改正し必要な基準を定めようとするもの</p> <p>4 制定基準 内閣府令に定める基準と同基準を市の定める基準とする 事業認可基準の一例 : 乳児室の面積は、乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき 1.65 m²以上であること など 給付認定確認基準の一例 : 事業運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならないこと など</p>
施行期日	令和8年4月1日
所属課	市民福祉部 こども未来課

議案第70号 越前市下水道条例及び越前市水道事業給水条例の一部改正について

概要	災害等の非常時において、市長が認めた場合に、他の市町村長の指定を受けた者が水道の給水装置及び下水道の排水設備等に関する工事を行うことができるようにするもの																						
主な内容	<p>能登半島地震において下水道の排水設備や給水装置などの復旧が長期化したことを受け、市長が指定した事業者だけでは使用者が設置し維持管理する下水道の排水設備や給水装置などの迅速な復旧工事が困難であると市長が認めた場合に、他の市町村長が指定した事業者がこれらの工事を行うことができるようにするもの ※ 国土交通省水管理・国土保全局上下水道企画課長通知及び同水道事業課長通知により、改正するもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="3">市下水道条例</td> </tr> <tr> <td>改正前</td> <td></td> <td>排水設備等の工事は、市長が指定した工事業者だけが施行できる</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">改正後</td> <td>平常時</td> <td>排水設備等の工事は、市長が指定した工事業者だけが施行できる</td> </tr> <tr> <td>災害時</td> <td>市長が必要と認めるとき、他市町村長の指定した工事業者も施行できる</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="3">市水道事業給水条例</td> </tr> <tr> <td>改正前</td> <td></td> <td>給水装置工事は、市長が指定をした指定給水装置工事業者だけが施行できる</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">改正後</td> <td>平常時</td> <td>給水装置工事は、市長が指定をした指定給水装置工事業者だけが施行できる</td> </tr> <tr> <td>災害時</td> <td>市長が必要と認めるとき、他市町村長の指定をした者も施行できる</td> </tr> </table>	市下水道条例			改正前		排水設備等の工事は、市長が指定した工事業者だけが施行できる	改正後	平常時	排水設備等の工事は、市長が指定した工事業者だけが施行できる	災害時	市長が必要と認めるとき、他市町村長の指定した工事業者も施行できる	市水道事業給水条例			改正前		給水装置工事は、市長が指定をした指定給水装置工事業者だけが施行できる	改正後	平常時	給水装置工事は、市長が指定をした指定給水装置工事業者だけが施行できる	災害時	市長が必要と認めるとき、他市町村長の指定をした者も施行できる
市下水道条例																							
改正前		排水設備等の工事は、市長が指定した工事業者だけが施行できる																					
改正後	平常時	排水設備等の工事は、市長が指定した工事業者だけが施行できる																					
	災害時	市長が必要と認めるとき、他市町村長の指定した工事業者も施行できる																					
市水道事業給水条例																							
改正前		給水装置工事は、市長が指定をした指定給水装置工事業者だけが施行できる																					
改正後	平常時	給水装置工事は、市長が指定をした指定給水装置工事業者だけが施行できる																					
	災害時	市長が必要と認めるとき、他市町村長の指定をした者も施行できる																					
施行期日	公布の日																						
所属課	建設部 上下水道課																						

一般議案 4件

議案第71号 損害の賠償について

概 要	武生中央公園総合体育館南側駐車場において発生した事故にかかる損害を賠償しようとするもの
主な内容	<p>1 賠償の理由 令和7年10月4日午前9時20分頃、武生中央公園総合体育館南側駐車場において、本市公用車が駐車スペースから左方向に発進する際に、左側に停まっていた相手方所有の自動車に接触し、車体に損害を与えたので、過失割合に応じて賠償するもの</p> <p>2 賠償の金額 2,124,287円</p> <p>3 賠償の相手方 越前市小松一丁目 法人</p>
所 属 課	総合政策部 経営戦略室

議案第72号から議案第74号まで 指定管理者の指定について

概 要	地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者を指定しようとするもの
主な内容	<p>議案第72号 越前市児童館の指定管理者の指定について</p> <p>1 管理を行わせる公の施設 越前市児童館15館</p> <p>2 公募・非公募の区分 非公募</p> <p>3 指定管理者の候補者、代表者 社会福祉法人 越前市社会福祉協議会 会長 藤 光真 及び所在地 越前市府中一丁目11番2号</p> <p>4 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p> <hr/> <p>議案第73号 越前市越前和紙の里紙の文化博物館、越前市越前和紙の里卯立の工芸館、越前市越前和紙の里体験工房「パピルス館」及び越前市越前和紙の里コミュニティ広場の指定管理者の指定について</p> <p>1 管理を行わせる公の施設 越前市越前和紙の里紙の文化博物館、越前市越前和紙の里卯立の工芸館、越前市越前和紙の里体験工房「パピルス館」、越前市越前和紙の里コミュニティ広場</p> <p>2 公募・非公募の区分 公募</p> <p>3 指定管理者の候補者、代表者 福井県和紙工業協同組合 理事長 五十嵐 康三 及び所在地 越前市大滝町第11号11番地</p> <p>4 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p> <hr/> <p>議案第74号 越前市八ツ杉森林学習センターの指定管理者の指定について</p> <p>1 管理を行わせる公の施設 越前市八ツ杉森林学習センター</p> <p>2 公募・非公募の区分 公募</p> <p>3 指定管理者の候補者、代表者 公益財団法人 越前市文化振興・施設管理事業団 理事長 奥田 健雄 及び所在地 越前市高瀬二丁目3番3号</p> <p>4 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p> <hr/> <p>※ 詳細については、別紙のとおり</p>
所 属 課	市民福祉部 子ども未来課／産業観光部 和紙・打刃物・たんす課／環境農林部 農林整備課

指定管理者の指定について説明資料

議案第72号	議案名	越前市児童館の指定管理者の指定について		
管理を行わせる公の施設		越前市児童館15館		
社会福祉施設指定管理者選定委員会の委員内訳		常設委員	仁愛大学大学院・人間学研究科長	森 俊之
			主任児童委員(第2地区)	岡川 聖代
			学識経験者	棟田 新吾
			坂口ひだまりクラブ代表	山岡 佳代子
			税理士	伊藤 憲司
			市民福祉部長 財産管理課長	笹田 和子 若林 宏徳
募集(管理)の単位の考え方		効率的な運用や施設の連携等を考慮し、越前市児童館15施設を1つの単位とした		
公募・非公募の区分 非公募の場合、その理由		公募 <input type="radio"/> 非公募 <input checked="" type="radio"/>		
		指定管理者の候補者である社会福祉法人 越前市社会福祉協議会は、児童厚生員を常勤雇用し、各児童館の利用状況に応じた弾力的かつ適正な人員配置が可能なおことに加え、児童の健全育成を高い水準で行える高度な技術やノウハウを有していることが、越前市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1項の規定に該当するため		
募集期間(非公募の場合、提出期限)		令和7年9月16日まで		
応募者、代表者及び所在地 (非公募の場合は、候補者、代表者及び所在地)		社会福祉法人 越前市社会福祉協議会 会長 藤 光真 越前市府中一丁目11番2号		
選定委員会の開催回数		2回(令和7年7月15日、令和7年10月10日)		
指定管理委託料上限額(事前公表)		663,850千円		
指定期間		令和8年4月1日から令和13年3月31日まで		
債務負担行為額(5年間総額)		663,850千円		

審査結果			
評価項目	配点	社会福祉法人 越前市社会福祉協議会	
1 市民の平等な利用が図られること。 (条例第4条第1号)	10点	8.3点	
2 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。 (条例第4条第2号)	35点	29.0点	
3 公の施設の適切な維持及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (条例第4条第3号)	30点	22.0点	
4 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (条例第4条第4号)	20点	16.3点	
5 前各号に掲げるもののほか、市長等が公の施設の性質又は目的に応じて指定する基準。 (条例第4条第5号)	5点	4.0点	
合 計	100点	79.6点	

指定管理者の指定について説明資料

議案第73号	議案名	越前市越前和紙の里紙の文化博物館、越前市越前和紙の里卯立の工藝館、越前市越前和紙の里体験工房「パピルス館」及び越前市越前和紙の里コミュニティ広場の指定管理者の指定について															
管理を行わせる公の施設		越前市越前和紙の里紙の文化博物館、越前市越前和紙の里卯立の工藝館、越前市越前和紙の里体験工房「パピルス館」及び越前市越前和紙の里コミュニティ広場															
産業振興施設指定管理者選定委員会の委員内訳		常設委員	<table border="1"> <tr> <td>越前市商工会事務局長</td> <td>渡辺 亜由美</td> </tr> <tr> <td>越前市観光協会事務局長</td> <td>西野 吉幸</td> </tr> <tr> <td>福井県工業技術センター</td> <td>渡邊 暢子</td> </tr> <tr> <td>(一社)木育推進委員会理事</td> <td>日野岡 金治</td> </tr> <tr> <td>税理士</td> <td>木村 龍太郎</td> </tr> <tr> <td>産業観光部長</td> <td>川端 武治</td> </tr> <tr> <td>財産管理課長</td> <td>若林 宏徳</td> </tr> </table>	越前市商工会事務局長	渡辺 亜由美	越前市観光協会事務局長	西野 吉幸	福井県工業技術センター	渡邊 暢子	(一社)木育推進委員会理事	日野岡 金治	税理士	木村 龍太郎	産業観光部長	川端 武治	財産管理課長	若林 宏徳
越前市商工会事務局長	渡辺 亜由美																
越前市観光協会事務局長	西野 吉幸																
福井県工業技術センター	渡邊 暢子																
(一社)木育推進委員会理事	日野岡 金治																
税理士	木村 龍太郎																
産業観光部長	川端 武治																
財産管理課長	若林 宏徳																
募集(管理)の単位の考え方		効率的な運用や施設の連携等を考慮し、越前和紙の里4施設を1つの単位とする。															
公募・非公募の区分 非公募の場合、その理由		<input checked="" type="radio"/> 公募 <input type="radio"/> 非公募															
募集期間(非公募の場合、提出期限)		令和7年8月1日から令和7年9月16日まで															
応募者、代表者及び所在地 (非公募の場合は、候補者、代表者及び所在地)		福井県和紙工業協同組合 理事長 五十嵐 康三 越前市大滝町11号11番地															
選定委員会の開催回数		2回(令和7年7月15日、令和7年10月17日)															
指定管理委託料上限額(事前公表)		260,000千円															
指定期間		令和8年4月1日から令和13年3月31日まで															
債務負担行為額(5年間総額)		260,000千円															

審査結果			
評価項目	配点	福井県和紙工業協同組合	
1 市民の平等な利用が図られること。 (条例第4条第1号)	10点	7.6点	
2 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。 (条例第4条第2号)	25点	18.4点	
3 公の施設の適切な維持及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (条例第4条第3号)	15点	10.2点	
		10.0点	
提案額の評価点(条例第4条第3号) 10点×最低提案額/申請者提案額(小数点第2位四捨五入)	10点	10点×260,000千円 /260,000千円	
4 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (条例第4条第4号)	30点	22.0点	
5 前各号に掲げるもののほか、市長等が公の施設の性質又は目的に応じて指定する基準。 (条例第4条第5号)	10点	7.4点	
合計	100点	75.6点	

指定管理者の指定について説明資料

議案第74号	議案名	越前市ハツ杉森林学習センターの指定管理者の指定について															
管理を行わせる公の施設		越前市ハツ杉森林学習センター															
産業振興施設指定管理者選定委員会の委員内訳		常設委員	<table border="1"> <tr> <td>越前市商工会事務局長</td> <td>渡辺 亜由美</td> </tr> <tr> <td>越前市観光協会事務局長</td> <td>西野 吉幸</td> </tr> <tr> <td>福井県工業技術センター</td> <td>渡邊 暢子</td> </tr> <tr> <td>(一社)木育推進委員会理事</td> <td>日野岡 金治</td> </tr> <tr> <td>税理士</td> <td>木村 龍太郎</td> </tr> <tr> <td>環境農林部長</td> <td>中島 康雄</td> </tr> <tr> <td>財産管理課長</td> <td>若林 宏徳</td> </tr> </table>	越前市商工会事務局長	渡辺 亜由美	越前市観光協会事務局長	西野 吉幸	福井県工業技術センター	渡邊 暢子	(一社)木育推進委員会理事	日野岡 金治	税理士	木村 龍太郎	環境農林部長	中島 康雄	財産管理課長	若林 宏徳
越前市商工会事務局長	渡辺 亜由美																
越前市観光協会事務局長	西野 吉幸																
福井県工業技術センター	渡邊 暢子																
(一社)木育推進委員会理事	日野岡 金治																
税理士	木村 龍太郎																
環境農林部長	中島 康雄																
財産管理課長	若林 宏徳																
募集(管理)の単位の考え方		施設の特性により施設ごとに募集した(施設の特化)															
公募・非公募の区分 非公募の場合、その理由		<input checked="" type="radio"/> 公募 ・ 非公募															
募集期間(非公募の場合、提出期限)		令和7年8月1日から令和7年9月16日まで															
応募者、代表者及び所在地 (非公募の場合は、候補者、代表者及び所在地)		①公益財団法人 越前市文化振興・施設管理事業団 理事長 奥田 健雄 越前市高瀬二丁目3番3号 ②一般社団法人和ハーブ協会 代表理事 古谷 暢基 東京都中央区銀座4丁目11番7号 第2上原ビル6F															
選定委員会の開催回数		2回(令和7年7月15日、令和7年10月17日)															
指定管理委託料上限額(事前公表)		152,350千円															
指定期間		令和8年4月1日から令和13年3月31日まで															
債務負担行為額(5年間総額)		151,574千円															

審査結果				
	評価項目	配点	公益財団法人 越前市文化振興・ 施設管理事業団	一般社団法人 和ハーブ協会
1	市民の平等な利用が図られること。 (条例第4条第1号)	10点	8.4点	6.6点
2	公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。 (条例第4条第2号)	30点	21.2点	18.2点
3	公の施設の適切な維持及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (条例第4条第3号)	20点	15.0点	11.6点
	提案額の評価点(条例第4条第3号) 10点×最低提案額/申請者提案額(小数点第2位四捨五入)	10点	9.7点 10点×146,750千円 /151,574千円	10.0点 10点×146,750千円 /146,750千円
4	公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (条例第4条第4号)	20点	16.2点	11.0点
5	前各号に掲げるもののほか、市長等が公の施設の性質又は目的に応じて指定する基準。 (条例第4条第5号)	10点	7.8点	5.6点
合 計		100点	78.3点	63.0点